

浜松いわた信用金庫夢おいポイントサービス利用規約

浜松いわた信用金庫夢おいポイントサービス（当金庫所定の基準により各種取引の有無をポイント化し、そのポイントを提携企業のポイントに付与するサービス。以下「本サービス」といいます。）は以下の要領で取扱います。

1. 対象

当金庫に給与振込、住宅ローン取引または出資取引がある申込時 18 歳以上の個人の方で、当金庫に登録いただいたメールアドレスに連絡ができる方（受付時に当金庫から送信される受付完了メールを受信できる方）に限ります。（任意団体等は対象となりません）また、18 歳以上の個人の方でも当金庫の判断により申込みをお断りする場合があります。

2. 本サービスの開始

本サービスは当金庫所定の方法によりお客さま本人の申込みに基づいて開始します。

申込完了した際には当金庫から申込完了メールが送信されます。申込完了メールが受信できない場合は無効となりますので、必ず申込み完了メールの確認をお願いいたします。

迷惑メール対策をされている場合は、@hamamatsu-iwata.jp からのメールが受信できるように設定変更をしてからお申込手続きをお願いいたします。

3. ポイントの付与

(1)ポイント集計の対象となる各取引のポイントは以下のとおりとし、当金庫所定の基準でカウントします。

- ①給与振込 10 ポイント/月
- ②住宅ローン 50 ポイント/月
- ③出資取引 30 ポイント/月

【給与振込でのポイント付与に関する留意事項】

給与振込口座を当金庫へご指定いただき、ポイント算出基準日時点で直近 2 ヶ月間に給与振込実績（5 万円以上）があったお客さまへポイントを付与させていただきます。2 ヶ月連続して 5 万円未満となった場合、ポイントは付与されません。

通帳の摘要欄が「キユウヨ」となっていない給与振込の場合、ポイントが付与されない場合があります。（摘要欄が、会社名または「振込」となっている場合等）

【出資取引でのポイント付与に関する留意事項】

出資取引があるお客さまへポイントを付与させていただきます。

支払差し止め、差し押さえ及び支払停止等に該当する場合、ポイントは付与されません。

【住宅ローンでのポイント付与に関する留意事項】

すでに当金庫で住宅ローンをお借入のお客さま、当金庫で住宅ローンを新規でお借入されたお客さまへポイントを付与させていただきます。

連帯債務者のお客さまもポイントを付与させていただきます。（連帯保証人の方は対象外となります。）

住宅金融支援機構融資、つなぎローン等一部対象外の住宅ローンがございます。

- (2)複数の当金庫本支店で同一の取引がある場合は、おまとめの取扱いはできません。取引のあるいずれかの店舗を選択してください。また、住宅ローン取引店と給与振込店が異なる場合も、おまとめの取扱いはできません。取引のあるいずれかの店舗を選択してください。
- (3)同一の当金庫本支店に複数の同一取引がある場合でも、当該取引ポイントの二重カウントはいたしません。
- (4)ポイント付与時点で申請したポイント会員番号が有効でない場合は、ポイントが付与されません。また、事後的なお申出に対してポイントを付与することはできません。
- (5)ご登録いただいた内容に、誤記、虚偽、登録漏れがあった場合およびお申込完了メールが受信できない場合はお申込が無効となります。
- (6)ポイント申請後に、ポイントカードを切替え、紛失、有効期限切れ等によりポイントカード番号変更となった場合は、当金庫ポイント申請ページにて有効なポイントカード会員番号変更のお手続きをお願いいたします。
- (7)ポイント付与にあたり、お申込内容確認のためにご連絡させていただく場合がございます。ご連絡がつかない場合、ポイント付与の対象外とさせていただく場合がございます。
- (8)ご登録いただいた内容につきまして、必要に応じて当金庫で修正させていただく場合がございます。
- (9)ポイント付与の可否にかかわらず、ご登録のアドレスにポイント付与結果をメールでお知らせいたします。ただし、ポイント付与の対象となるお取引がないお客さまには、結果の通知はいたしません。

4. 期間限定のポイント

当金庫が企画する施策により期間限定のポイントを付与する場合があります。期間限定のポイント付与条件等は施策毎に当金庫が定めます。

5. その他承諾事項等

申込者は、申込者が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当金庫は、申込者が次のいずれかに該当すると疑われる場合は、サービスを一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができます。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団準構成員
- (3) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等）
- (4) 社会運動等標ぼうゴロ
- (5) 特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準じる者

6. サービス内容の提供の一時的中断等

- (1) 当金庫は運営上の都合やコンピュータの障害等により、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- (2) 前項の場合において、当金庫は一切の責任を負いません。

7. 提携ポイント

浜松いわた信用金庫夢おいポイントを交換できるポイントは以下のとおりとします。

- (1) えんてつポイント
- (2) 杏林堂ポイント

8. ポイント算出基準日とポイント付与時期

ポイント算出基準日とポイント付与時期は以下のとおりとします。

- (1) ポイント算出基準日：毎月末日（末日が休業日の場合は前営業日）
- (2) ポイント付与時期：算出基準日の翌月末日迄

9. サービスの変更・停止

- (1) 本サービスは金融情勢の変化等により、事前に通知なく変更・停止することがあります。
- (2) 変更内容は店頭・HP に掲示し、個別の通知は行いません。

10. サービスの終了

- (1) 本サービス申込者が本サービスを解約する場合は、当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、本サービス申込者から解約の申出なく、本サービスの契約は終了します。
 - ・サービス申込店の申込者名義の口座が解約された場合
 - ・住宅ローンが完済となった場合
 - ・一定期間（1年間）給与振込の実績がなかった場合
 - ・申込者が亡くなった場合
 - ・提携ポイント企業がポイントサービスを中止した場合
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、当金庫はいつでも本サービスを解約することができます。
 - ・申込者について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ・申込者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ・住所、氏名、メールアドレス等の変更を怠るなど申込者の責めに帰すべき事由によって当金庫において申込者の所在が不明になったとき
 - ・申込者が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - ・申込者が他本規定に違反する等、当金庫がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

11. 個人情報の取扱い

- (1) 申込者の個人情報は、当金庫が別途公表する「個人情報のお取扱いについて」に従い、取扱います。
- (2) 提携ポイント企業に対し、ポイント付与における提携ポイント企業での会員情報確認を目的として、以下の個人情報を提供することがあります。
 - ・申込時に取得する提携ポイント企業のお客さま番号
 - ・生年月日

12. 個人情報の取扱いに関する不同意

当金庫は、申込者がサービスの申込みに際して必要な事項の記載を希望しない場合、または申込者情報の取扱い

について承諾できない場合は、サービスの受付を断ることやサービス終了の手続きをとることがあります。なお、当金庫が別途公表する「個人情報のお取扱いについて」に定める当金庫からのダイレクトメール等で金融商品やサービスに関する案内に対する中止の申出があっても、本サービス受付を断ることやサービスの終了手続きをとることはありません。

1 3 . 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定内容ならびにその効力の発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

お問合せ窓口

〒430-0946 浜松市中区元城町 115-1

住友生命浜松元城町ビル 6 階

浜松いわた信用金庫 個人営業部

TEL 053-450-3310 (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

2020 年 4 月 1 日現在